

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
R6土砂災害防止月間に係る栃木圏域新聞掲載業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 日光砂防事務所長 木下 篤彦 栃木県日光市萩垣面2390	令和6年4月16日	株式会社とちぎテレビ 栃木県宇都宮市昭和2-2-2	4060001003001	(理由) 本業務は、毎年6月の「土砂災害防止月間」にあわせ、土石流・地すべり・がけ崩れ等の土砂災害による人命、財産等の被害の現状をかんがみて、土砂災害に対する県民の理解と関心を深めるとともに、土砂災害に関する防災知識の普及、警戒避難体制の整備促進等の運動を強力に推進することを目的とし実施するものである。 本業務を遂行するためには、高度な企画力が必要とすることから、専門技術、経験などを含めた企画提案を求め、企画競争により選定を行った。 株式会社とちぎテレビは、企画提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。 (根拠条文) 会計法第29条の3第4項予決令第102条の4第3号	2,794,000	2,783,000	99.61%	-	
R6単備契約日光砂防不動産鑑定評価等業務(その1)	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 日光砂防事務所長 木下 篤彦 栃木県日光市萩垣面2390	令和6年10月10日	神奈川鑑定 神奈川県横浜市戸塚区上矢部町284-8 ユードリーム横浜戸塚411号	-	(理由) 本業務は、日光砂防事務所が用地取得等のために必要となる評価対象地域内の標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書(意見書等を含む)の作成並びにこれらに付随する諸業務を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、実績、実施方針などを含めた企画提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される企画競争により業者選定を行った。 神奈川鑑定は、提出された企画提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であることから、上記業者と契約を行うものである。 (根拠条文) 会計法第29条の3第4項予決令第102条の4第3号	非公表	177,100	-	-	単備契約 契約金額は基準単備 予定数量×単価=2,873,200円
R6単備契約日光砂防不動産鑑定評価等業務(その2)	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 日光砂防事務所長 木下 篤彦 栃木県日光市萩垣面2390	令和6年10月10日	片岡不動産鑑定士事務所 東京都板橋区成増1-30-10-907	-	(理由) 本業務は、日光砂防事務所が用地取得等のために必要となる評価対象地域内の標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書(意見書等を含む)の作成並びにこれらに付随する諸業務を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、実績、実施方針などを含めた企画提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される企画競争により業者選定を行った。 片岡不動産鑑定士事務所は、提出された企画提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であることから、上記業者と契約を行うものである。 (根拠条文) 会計法第29条の3第4項予決令第102条の4第3号	非公表	177,100	-	-	単備契約 契約金額は基準単備 予定数量×単価=2,873,200円
R6日光砂防事務所五十里洪水300年企画及び運営補助業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 日光砂防事務所長 木下 篤彦 栃木県日光市萩垣面2391	令和6年11月15日	ニッセイエプロ株式会社 東京都港区西新橋1-18-17	8010401021636	(理由) 本業務は、1723年に現在の栃木県日光市で発生した「五十里洪水」から300年が経過したことを契機に、五十里洪水の土砂災害の伝承を通して天然ダムに起因した土石流及び湛水による被害について解説することにより、防災・減災に対する流域住民及び関係自治体職員の理解と関心を広く深めて「水災害の自分事化」を図ることを目的として、講演会及びパネル展(以下、「講演会等」という。)の企画立案、実施計画書及びマニュアル作成等の運営補助を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、実績、実施方針などを含めた企画提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される企画競争により業者選定を行った。 ニッセイエプロ株式会社は、提出された企画提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であることから、上記業者と契約を行うものである。 (根拠条文) 会計法第29条の3第4項予決令第102条の4第3号	4,998,400	4,994,000	99.91%		